○農林水産省告示第千八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県飯田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県額田郡幸田町大字桐山字琴沢八、九、三一の一から三一の三まで、三二、三五の一、三七の一、三八の一、四三の一、四三の三、四三の四、四六の一、字奥山一の一、一の二、一三の一、一三の三、一四の一、一五、一六、一九の一、一九の二、二二、二四から二六まで、二九の二、三〇の二、三一の六、三九から四五まで、四六の一、四七から四九まで、五三の一、五五、五七の三、五九、六〇、六三の一、六四の一、六四の六、六五から六九まで、七〇の一、七五、七六、七八、七九、八二から八六まで、八七の一、八七の二、八八の一、八八の三、八九の一、八九の三、九〇の一、九〇の三、九一の一、九一の三、九三の一、九四の一、九五から九八まで、九九の一、一〇〇の一、一〇一の一、一〇一の二、一〇二の一、一〇二の三、一〇二の四、一〇三の一、一〇四の一、一〇四の三、一〇五の一、一〇六の一、一〇六の四、一〇七の一、一〇八の一、一〇九の一、一〇九の四、一一〇の一、一一一の一、一一一の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び幸田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県豊橋市伊古部町字枇杷ケ谷二の五二、豊川市平尾町源租六一の二五、御津町金野山影一九の二七（国有林）、一九の一九、一九の二〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字枇杷ケ谷二の五二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐賀県小城市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び小城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
千之尾川

二　砂防法第二条の土地の表示
福岡県久留米市田主丸町竹野の区域内の土地のうち、次の一点から三点までを順次結んだ線及び一点と三点を昭和三十七年建設省告示第二千六百六十五号で指定した千之尾川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°19′11.1143″	130°39′42.8797″
2	33°19′08.4769″	130°39′44.0873″
3	33°19′07.9940″	130°39′43.8297″

○国土交通省告示第千六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
五本柳川第一

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県伊万里市大川内町字中川原　丙九八三番　一号、四号及び五号、丙八三番　二号及び三号、丙九八三番　地先河川敷、丙九八六番　六号、丙一〇四四番　七号、丙一〇五〇番一　八号、丙一〇八三番　九号、丙一〇八七番一　十号及び十一号